

千葉県告示第558号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、次の事業者を指定障害児通所支援事業者として指定したので、児童福祉法第21条の5の25第1号の規定により告示します。

令和5年6月30日

千葉市長 神谷俊一

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
ジョイール千葉大前 千葉県千葉市稲毛区 弥生町4-36 アーバンハイツ1階	株式会社ドラゴンエンピツ 東京都世田谷区池尻 三丁目19番1号IOビル2階 代表取締役 渡邊 裕貴	令和5年7月1日	1250102355	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援